

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年五月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市栗原町字丸山八七一四番三、八七一五番一、八七一五番二、八七二六番一、八七二七番、八七二九番、八七三〇番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市栗原町八二三三番地五

灰垣 正和

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三原市糸崎町一二七〇番一、一二七一番、一二七四番、一二七五番、一二七六番一、一二七七番一、一二七八番一、一二七九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市東町三丁目五番二号

宗教法人松寿寺

代表役員 村上 興宗